## 吉野町ホームページ広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、吉野町(以下「町」という。)がインターネット上に公開しているホームページ(以下「町ホームページ」という。)への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 町ホームページに掲載する広告は、バナー広告及びテキスト広告(以下「広告」という。)とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第3条 町ホームページに広告を掲載することができる者及び広告の内容の範囲は、 吉野町広告掲載実施要綱(平成21年1月吉野町要綱第2号)以下「要綱」という。) 及び吉野町広告掲載基準(以下「基準」という。)に定めるところによる。

(広告の規格及び掲載位置)

- 第4条 広告の規格(1枠)は次のとおりとする。
  - (1) 天地40ピクセル
  - (2) 左右148ピクセル
  - (3) 6 K B 以内
  - (4) GIF形式、JPEG形式またはテキスト形式
- 2 広告の掲載位置は、町ホームページのトップページとし、当該トップページ内の 掲載位置は、町が決定する。

(掲載料金)

第5条 広告の掲載料金は、1枠当たり月額5,000円とする。

(広告の掲載期間)

- 第6条 広告掲載期間は1ヶ月単位とし、連続する広告の掲載期間は、年度末までの 最長12ヶ月とする。ただし、再掲載を妨げない。
- 2 広告掲載期間中、ホームページを閉鎖した時間が生じても、町は広告掲載期間の延長は行わないものとする。
- 3 原則として、広告掲載開始日は掲載開始月の、吉野町の休日を定める条例(平成元年12月吉野町条例第28号)第1条第1項に規定する町の休日を除く初日とする。
- 4 広告掲載終了日は掲載終了月の翌月の、吉野町の休日を定める条例(平成元年 12月吉野町条例第28号)第1条第1項に規定する町の休日を除く初日とする。 (掲載の募集)
- 第7条 広告掲載の募集は、毎年2月に次年度分の広告を町ホームページ及び広報よ しの等により行うものとする。
- 2 年度途中に掲載枠に空きが生じた場合は、町ホームページにて当該年度分の広告 を随時募集するものとする。

(掲載申込)

第8条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、吉野町ホームページ広告掲載申込書(様式第1号。第9条において「申込書」という。)に広告案を添えて町に提出しなければならない。

(掲載決定等)

- 第9条 町は、第8条の申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容を審査し、 掲載の可否を吉野町ホームページ掲載可否決定通知書(様式第2号)により申込者 に通知しなければならない。
- 2 申込者が多数の場合は、先着順とする。
- 3 町は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、申込者に修正を求めることができる。

(掲載料金の納入)

- 第 10 条 申込者は、町が指定する期日までに広告掲載料金を納入するものとする。 (広告原稿の作成及び提出)
- 第 11 条 広告原稿は、申込者の負担で作成し、町が指定する期日までに提出するものとする。ただし、別表第 1 の吉野町広告原稿様式を使用する場合はこの限りではない。

(広告の内容変更)

- 第 12 条 第 9 条第 1 項の規定による通知を受け町ホームページに広告を掲載するもの(以下「掲載者」という。)が、広告掲載後において広告内容を変更しようとするときは、あらかじめ吉野町ホームページ広告掲載変更等届書(様式第 3 号)(以下「変更等届書」という。)により届け出るものとする。
- 2 町は、前項の規定による届出を受けたときは、届出の内容を審査し、変更の可否 を掲載者に吉野町ホームページ広告掲載変更等決定通知書(様式第4号)(以下「変 更等決定通知書」という。)により通知するものとする。

(広告掲載後の取下げ)

- 第 13 条 掲載者は、広告掲載を取下げるときは、変更等届書を町へ提出するものと する。
- 2 町は、第1項の規定による届出を受けたときは、掲載者に変更等決定通知書により通知するものとする。

(掲載者の責任)

第14条 広告の内容に関する責任は、掲載者が負うものとする。

(広告掲載料の返還)

第 15 条 掲載者の責めに帰すことができない事由により広告掲載を中止し、または 第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定により広告を取下げたときは、掲載しなかった月 数に応じて広告掲載料を返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が 1 ヶ 月未満の場合は、広告掲載料の返還は行わないものとする。

(広告掲載の取消し)

第16条 町は、次の各号に該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 掲載者、広告又はリンク先ウェブサイトの内容等が要綱及び基準に抵触する事実が判明し、町の是正等の指示に従わない場合
- (3) その他、町長が広告の掲載取り消しを妥当と認めた場合
- 2 町は、前項の規定により広告の掲載を取り消す場合は、掲載者に吉野町ホームページ広告掲載取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

## (その他)

- 第 17 条 この要領に定めるもののほか、ホームページ広告に関して必要な事項は要綱の規定を適用する。
- 2 この要領に定めのない事項については、町と申込者が協議のうえ決定するものとする。

## 附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。